

## 応用編② 否定側の心得と対策

全国教室ディベート連盟監事 渡辺徹

大江山いく野の道のとほければ  
まだふみもみず天の橋立  
—— 小式部内侍「金葉集」

### ●否定側として心すべきこと

今回は、立場を変えて、否定側としてどのように論題充当性にアプローチしたら良いかについて、実践的な観点から解説を行なっていきたいと思います。

まず、前回と同様、心構えから。

論題充当性は、気合を入れて議論しようと思うと、かなり「時間を食う」議論です。軽い気持ちで議論しようとするれば、説明は中途半端になり、貴重な時間を浪費しただけに終わります。そうならないように、綿密に準備、練習を重ねた上で出したとしても、30秒で説明できれば本当にラッキー、45～60秒は軽くかかるとしておく方がよいでしょう。

ところで、論題充当性は、肯定側立論の定義を却下し、否定側から代替的な定義を提出する議論ですから、「否定側立論」の中で提出、説明するのが筋です。そうすると、ディベート甲子園のフォーマットのように立論が4分や6分しかない場合、デメリット等が議論できたはずの「その」貴重な時間を費やしてまで、論題充当性を議論すべきかどうか、事前に真剣に考えるべき問題になります。

論題解釈およびプラン構成の自由が肯定側にある限り、どのような論題の下でも、いわゆる「びっくりプラン」や妙なプランが出てくる可能性があります。そのような場合に備えて、論題充当性について検討し、議論として提出できる準備をしておくことは重要です。しかし、内部の練習試合はさておき、本番の大会での試合で、否定側から論題充当性を出すのなら、その得失をふまえた上で「本気で」議論して頂きたいと思います。

次に、論題充当性を否定側から議論する方法について、準備のやり方と、提出の方法について、事例を交えて解説しましょう。

### ●否定側の事前準備

① 出てきそうなプランを予想する

まず論題解釈の結果、どのようなプランが成立するか、てびろく検討します。「妙なプラン」ほど、論題充当性を問う必要性が高いので、この検討の段階では、真っ当なプランではなく、ちょっと怪しいプランが考えられるかどうか、頭を柔らかくして考えてみましょう。

② 当該プランが論題外となるような定義とその証拠資料を探す

次に①で検討した予想される肯定側プランが、どの語句の意味において、論題を逸脱し、論題を肯定できないのかを検討します。例えば論題「A君は、今日の夕食で果実を食べるべし」で、「A君は、イチゴを食べる」というプランを想定したとしましょう。その時「イチゴは果物ではない。野菜である。よって、肯定側のプランは、論題上の『果物』という語句を肯定できない」というように論理を構成する訳です。

ここで、否定側の定義を支える証拠資料の存在は極めて重要です。上の例では「イチゴは野菜なり」を証明する資料がそれです。否定側には、肯定側定義を「不合理なもの」として論証することが期待されます。肯定側、否定側、どちらの定義も「どっちもどっちだなあ」とジャッジに受け止められてしまうようでは、論題充当性では勝てません。実際問題として、証拠資料なしで「なるほど、肯定側の定義は変だ」とジャッジに思わせるのはかなり困難です。辞書、専門書、新聞・雑誌、何でも良いので、「これこそが合理的な定義だ」とクリアに論証できる証拠資料を探し出して下さい。

③ 構成要件を押さえながら、論題充当性の議論を組み立てる。

②の検討がおわれば、論題充当性を議論するための材料はそろいます。あとは、ジャッジに伝わるように順序だてて議論を構成するだけです。

その際、この講座の第3回で解説した論題充当性の議論における構成要件をふまえているかどうか、チェックしながらスピーチ原稿を作成して見ましょう。

復習してみます。論題充当性の構成要件とは、1) 論題解釈上の基準・哲学、2) 否定側の考える対抗定義、3) 対抗定義に照らしたとき、肯定側プランが論題から逸脱する部分の指摘、4) 結論、の4点でした。これら4点を押さえて議論を組み立てるとどうなるか、次に、仮想的な論題、プランを想定して、議論のサンプルを提示してみましょ

### ●議論のサンプル

論題「A君は、今日の夕食で果実を食べるべきである。是か非か」

プラン「A君は、今日の夕食でイチゴを1パック食べるものとする」

\*\*\*サンプル事例\*\*\*

「それでは、論題充当性を提示します。

論点1. はじめに論題解釈上の基準を確認します。プランによって論題上のすべての語句に合理的な意味、定義が与えられなければ、論題が肯定されたことにはなりません。

論点2. 今日の肯定側のプランは、論題上の『果実』という語句を肯定できません。なぜならば、イチゴは野菜であり、果実ではないからです。

この点に関連し、否定側による「果実」と「野菜」の定義について、農林水産省が採用している定義を引用しながら説明します。

農林水産省HP「消費者の部屋」2004年

引用) 一般に、野菜とは食用に供し得る草本性の植物で加工の程度の低いまま副食物として利用されるものをいいます。メロ

ン、すいか、いちごは野菜(果実的野菜)として扱っています。また、果実は農林水産省では統計上、果樹として分類しており永年作物などの木本類をいいます(引用終了)

以上の定義に照らしてみれば、イチゴは果実ではなく、野菜であることは明白であり、この意味で論題上の「果実」をイチゴと解釈、定義することは不合理です。

論点3. 結論です。

以上の説明から、肯定側のプランは完全に論題外ですから、このプランは論題を肯定できません。論題が肯定されない以上、ジャッジは否定側に投票すべきです。

\*\*\*\*\*

いかがでしょうか。このサンプルでは、論点1で要件1)「解釈基準」を確認し、論点2で要件2)「対抗定義」と要件3)「論題からの逸脱部分の指摘」をあわせて説明し、論点3で要件4)「結論」を導出しています。以前にも述べたように、これら4つの要件がカバーされていれば、説明の順番は自由です。耳で聞いてすんなり理解できるよう、議論の構成は皆さんなりに工夫してみてください。

### ●講座を終わるにあたって

以上で論題充当性に関する一連の解説は終了とさせていただきます。試合で出会うことの少ない議論ではありますが、今回の講座で皆さんのディベートの力量に幅が出たのであるならば、望外の喜びです。もしご意見、ご質問がありましたら、お気軽にご連絡下さい。

私が担当させて頂くスキルアップ講座は、次回以降、テーマを変えます。しばらくお休みを頂いた後、「プランとその周辺の諸問題」について、理論的なポイントと議論構築上のヒントを解説する予定です。

ではまた、近い将来、トライアングル上でお目にかかりましょう。

渡辺 徹